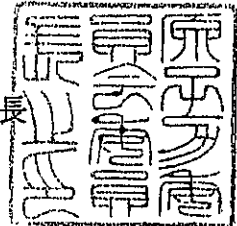


府政科技第883号

平成28年9月13日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認
(研究用原子炉の変更) について (答申)

平成28年7月27日付け原規規発第1607273号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、開発研究、医療照射及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、わが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省（DOE）に引き渡す方針としていること

等の諸点については、原子力規制委員会が行う保障措置検査他によって担保されていることが確認されたこと、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。